

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 7 月 18 日（金）第 635 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

- 有害な図書等の指定（青少年男女共同参画課取扱い） 1
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（2件）（水産振興課取扱い） 1
○液化石油ガスの販売事業者の認定（消防保安課取扱い） 2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 2

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 政治団体の名称等の公表（選挙管理委員会取扱い） 2

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告（生活安全企画課取扱い） 3

正

誤

- 鹿児島県公報第603号の14（令和7年3月28日付け）の一部訂正（※）（建築課取扱い） 6

告

示

鹿児島県告示第485号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

令和 7 年 7 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25480	令 和 7 年 7 月 10 日	雑 誌	コミックカイエン VOL. 24	12524-06	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
25481			COMIC LO 6月号	03769-06		
25482			COMIC 夢幻転生 6月号	13825-06		
25483			COMIC BAVEL 6月号	03873-6		
25484			COMIC MILF 6月号	03861-06		

鹿児島県告示第486号

肝属郡肝付町波見1753番地5 高山漁業協同組合代表理事組合長原崎昭広及び肝属郡肝付町新富4637番地 日高慎一からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 7 年 7 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 肝付町高山区域（肝属郡肝付町のうち大字北方，大字南方及び大字岸良を除く地区）
- 2 区分 雑魚定置漁業及び小型定置漁業（ます網漁業を除く）

鹿児島県告示第487号

西之表市現和8743番地 古園則夫及び西之表市現和5882番地 濱元撲からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は，同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 7 年 7 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 西之表市東海区域（西之表市大字伊関，大字安納，大字現和，大字安城及び大字古田の地区）
- 2 区分 主としてきびなごさし網漁業を営む漁業又は主として固定式さし網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第488号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により，次の液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和 7 年 7 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 名称
J Aさつま日置協同サポート株式会社
- 2 代表者の氏名
代表取締役 能勢新市
- 3 所在地
日置市伊集院町徳重二丁目4番地3
- 4 認定年月日
令和 7 年 7 月 9 日

大隅地域振興局告示第28号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 7 年 7 月 18 日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
短期入所鹿屋新川町	鹿屋市新川町905	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目25番3号	松下 展千	令和 7 年 7 月 1 日	短期入所

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体，法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体，法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体及び法第19条第3項の規定による資金管理団体の異動の届出があった政治団体の名称等は，次のとおりである。

令和 7 年 7 月 18 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

- 1 設立の届出があった政治団体
 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
天城町の将来を考える会	恒村 一臣	松山 善太郎	大島郡天城町平土野30－12	令和 7 年 6 月 3 日
霧島の未来を守る会	今吉 直樹	大町 守	霧島市隼人町姫城二丁目 1	令和 7 年 6 月 25 日

- 2 異動の届出があった政治団体
 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
亜細亜民族同盟	栢山 孝	主たる事務所の所在地	始良市西餅田 1938－47	始良市加治木町反土 909－1	令和 7 年 6 月 19 日
ささみね桜後援会	幸野 桜	代表者の氏名	幸野 桜	笹峯 桜	令和 6 年 3 月 6 日
		会計責任者の氏名	幸野 桜	笹峯 桜	
永野和行後援会	永野 和行	主たる事務所の所在地	肝属郡肝付町前田 665－1	肝属郡肝付町後田 2417－1	令和 7 年 5 月 22 日

- 3 解散の届出があった政治団体
 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
東靖弘後援会	曾於郡大崎町岡別府 97 番地	新西 勝	令和 7 年 5 月 31 日

- 4 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
幸野 桜	ささみね桜後援会	公職の種類	鹿児島県議会議員	始良市議会議員	令和 6 年 4 月 30 日
		代表者の氏名	幸野 桜	笹峯 桜	令和 6 年 3 月 6 日
永野 和行	永野和行後援会	主たる事務所の所在地	肝属郡肝付町前田 665－1	肝属郡肝付町後田 2417－1	令和 7 年 5 月 22 日

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。）第 6 条の規定に基づく法第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和 7 年 7 月 18 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

1 講習に係る警備業務の区分

法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務

2 講習の種別及び実施期間

(1) 新規取得講習

令和 7 年 10 月 6 日（月）から同月 10 日（金）まで（講習時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

(2) 追加取得講習

令和 7 年 10 月 9 日（木）及び同月 10 日（金）（講習時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

3 講習の実施場所

鹿児島県社会福祉センター別館（鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号）

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかの条件に該当する者

ア 最近 5 年間に当該警備業務の区分（以下「2 号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（2 号に係るものに限る。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（2 号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上 2 号に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（2 号に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（2 号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上 2 号に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込日において、2 号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、次のいずれかの条件に該当するもの

ア 最近 5 年間に 2 号に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定（2 号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（2 号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上 2 号に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（2 号に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（2 号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上 2 号に係る警備業務に従事しているもの

5 受講定員

原則、受付先着順とし、各講習の受講申込みが定員に満たない場合、その人数を受け付ける。

(1) 新規取得講習

20 人

(2) 追加取得講習

10人

6 受講申込みの受付等

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

令和 7 年 8 月 5 日（火）から同月 8 日（金）まで

イ 時間帯

午前 8 時 30 分から午後 4 時まで

(2) 受付場所

ア 鹿児島県内に住所を有する者等

受講者の住所地又は受講者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合における
その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 鹿児島県外に住所を有する者

鹿児島県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 共通

講習規則別記様式第 1 号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前 6 か月以内に
撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ 4.2 センチメートル、横の長さ 3.6 センチメ
ートル）1 枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1 通

イ 新規取得講習

(ア) 4 の(1)の ア に該当する者

a 2 号の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以
下「警備業務従事証明書」という。） 1 通

b 履歴書 1 通

(イ) 4 の(1)の イ に該当する者

2 号の警備業務に係る 1 級検定合格証明書の写し 1 通

(ウ) 4 の(1)の ウ に該当する者

a 2 号の警備業務に係る 2 級検定合格証明書の写し 1 通

b 警備業務従事証明書 1 通

(エ) 4 の(1)の エ に該当する者

2 号の警備業務に係る旧 1 級検定合格証の写し 1 通

(オ) 4 の(1)の オ に該当する者

a 2 号の警備業務に係る旧 2 級検定合格証の写し 1 通

b 警備業務従事証明書 1 通

ウ 追加取得講習

(ア) 4 の(2)の ア に該当する者

a 警備業務従事証明書 1 通

b 履歴書 1 通

c 2 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通

(イ) 4 の(2)の イ に該当する者

a 2 号の警備業務に係る 1 級検定合格証明書の写し 1 通

b 2 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通

(ウ) 4 の(2)の ウ に該当する者

a 2 号の警備業務に係る 2 級検定合格証明書の写し 1 通

b 警備業務従事証明書 1 通

c 2 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通

(エ) 4 の(2)の エ に該当する者

a 2 号の警備業務に係る旧 1 級検定合格証の写し 1 通

b 2 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通

(オ) 4 の(2)の オ に該当する者

- a 2号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
- b 警備業務従事証明書 1通
- c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(4) 申込方法

受講者本人が(2)の受付場所に直接持参して申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。

(5) 講習手数料

講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。

なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

7 その他

- (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して2号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
- (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。

8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

- (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）
- (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会
電話番号 099-224-4490

正

誤

令和7年3月28日付け鹿児島県公報第603号の14中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
7	下から8行目	特定建築物	第16条第1項第3号に掲げる特定建築物